

# 委託業務等成績評定実施要領

## (目的)

**第1条** この要領は、滋賀県の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等ならびに技術者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

**第2条** この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 地質・土質調査業務共通仕様書（案）（以下「地質共通仕様書」という。）に定める地質・土質調査業務
  - (2) 測量業務共通仕様書（案）（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量業務
  - (3) 土木設計業務等共通仕様書（以下「設計共通仕様書」という。）に定める設計業務等
  - (4) 現場技術業務委託共通仕様書に定める現場技術業務等
  - (5) 地質、測量または設計共通仕様書に類する調査・計画業務
- 2 評定は、原則として1件の当初請負金額が、**100万円以上の委託業務等**について行うものとする。

## (評定者)

**第3条** 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、滋賀県財務規則第243条に定める検査職員ならびに滋賀県財務規則第242条に定める監督職員とする。

## (評定の方法)

**第4条** 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、第2条（1）から（3）および（5）に規定する業務については別記様式第1-①、第2条（4）に規定する業務については別記様式第1-②の委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

## (評定の時期)

**第5条** 検査職員である委託業務等の評定者は検査を実施したとき、監督職員である委託業務等の評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

**第6条** 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を課長（本庁）または事務所長等（以下「課長等」という。）に提出するものとする。

2 課長等は、委託業務等の検査が完了次第、速やかに評定表を「公共工事総合システム」により監理課長あて報告するものとする。また、「公共工事総合システム」が導入されていない部署については、毎月分の評定表を翌月15日までにまとめ、主務課経由で監理課長あて提出すること。

(成績評定の結果の通知)

**第7条** 課長等は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該委託業務等の受注者に対して、「**委託業務等成績評定点通知および公表要領**」の定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

**第8条** 課長等は、評定の結果を通知した後、評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(付 則)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成20年7月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成31年3月1日以降に入札公告するものから適用する。

(別 紙)

## 考 査 基 準

### 1. 総括または主任監督員の考查基準

#### (1) 考査方法

総括または主任監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

#### (2) 評定点範囲

採点表（総括または主任監督員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

#### (3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し、入札参加停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－1を参考として、－15点まで減点することができる。

**別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準**

区分	口頭注意	文書注意	入札参加停止が 1ヶ月まで	入札参加停止が 1ヶ月を越える
考査点	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡または承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、違捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・当該業務において、暴力団員等により不当介入があったが、当該事実の警察への通報および発注機関への報告を怠った。
- ・その他（理由）

#### (4) 瑕疵修補および損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補または損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、委託業務等成績評定実施要領第7に定める評定の結果の通知後に当該事業が発生した場合は、評定要領第8に定める評定の修正を行うものとする。

**別表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準**

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考査点	－10点	－20点

#### 2. 監督員および検査職員の考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加・減点要素の各項目に従って、評定を行いうるものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない。）

#### 3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、地質・土質調査業務、測量業務、調査業務、計画業務および設計業務のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

ここで複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- 対象業務のうち、いずれかの業務の請負額（率換算）が、100万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- 対象業務のうち、複数の業務の請負額が、100万円を超えるとき、もしくは、いずれの業務も100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。
- 設計業務において、予備設計（概略設計）と詳細設計の両方にまたがる場合においても、同様の取り扱いとする。
- これらの取扱いは、監督員及び検査職員で統一するものとする。

#### 4. 「単純調査業務」等について

「土木設計業務等共通仕様書」第1204条および第1205条に規定する業務は、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれる

ことから、これを「単純調査業務」と定義し、「単純調査業務」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

また、土木施設維持管理業務、機械等点検保守業務、建築・營繕に係る設計業務等、用地調査業務および公益法人への委託業務、その他評定の対象となる成果品が無い業務は本要領の評定対象としない。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防および海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道 路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画および施工設備	施工関連資料の収集整理
情 報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務
防 災	単純なデータ作成のみの業務 資料収集的な業務
環 境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務

## 5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選択については、監督員および主任監督員が協議して決定する。

## 6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際は、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考査項目			業務評定	地質調査、単純調査、測量、調査・計画、設計業務		
				技術者評定		
				管理または主任	担当	照査
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	—
	業務状況の評価	執行計画	5	5	5	—
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	—
		創意工夫	4	4	4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	—
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合計			100	100	100	100

評価項目			現場技術業務		積算支援業務			
			業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定	
				管理	担当		管理	担当
専門技術力	目的と内容の理解		6	6	6	6	6	6
	的確な履行		36	36	36	24	24	24
	業務目的の達成度		18	18	18	30	30	30
管理技術力	業務実施体制の的確性		12	12	—	12	12	—
	打合せの理解度		6	6	—	6	6	—
	指揮系統の迅速性、確実性		14	14	—	14	14	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点		8	8	8	8	8	8
合計			100	100	68	100	100	68

注) 管理：管理技術者、主任：主任技術者、担当：担当技術者（3人まで）、照査：照査技術者

### **参考：採点上の補足**

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが、これに関しては標準的な業務内容に応じた発注方式事例に示される「知識」の高い業務または「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

なお、知識や応用力等が高くないと想定される業務においても、新たな計算手法や学術的な考え方等が採用された場合には、該当項目を選択することも可能である。

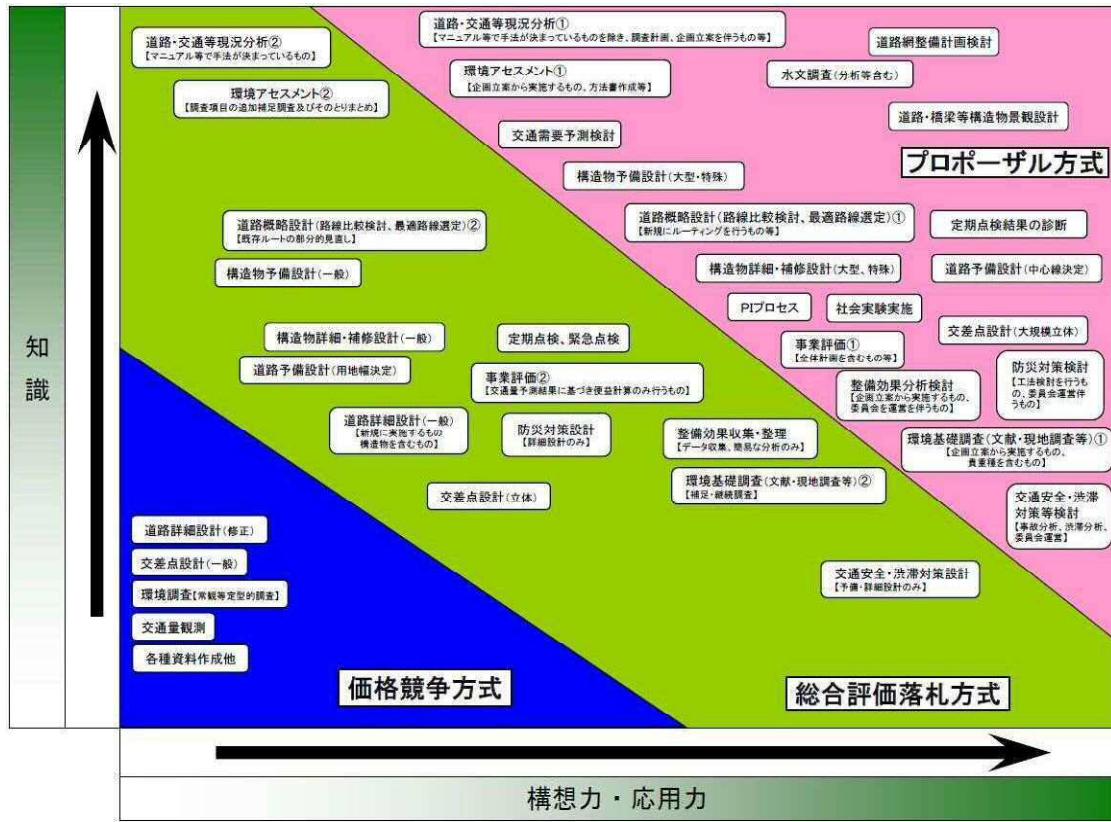


図-1 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例

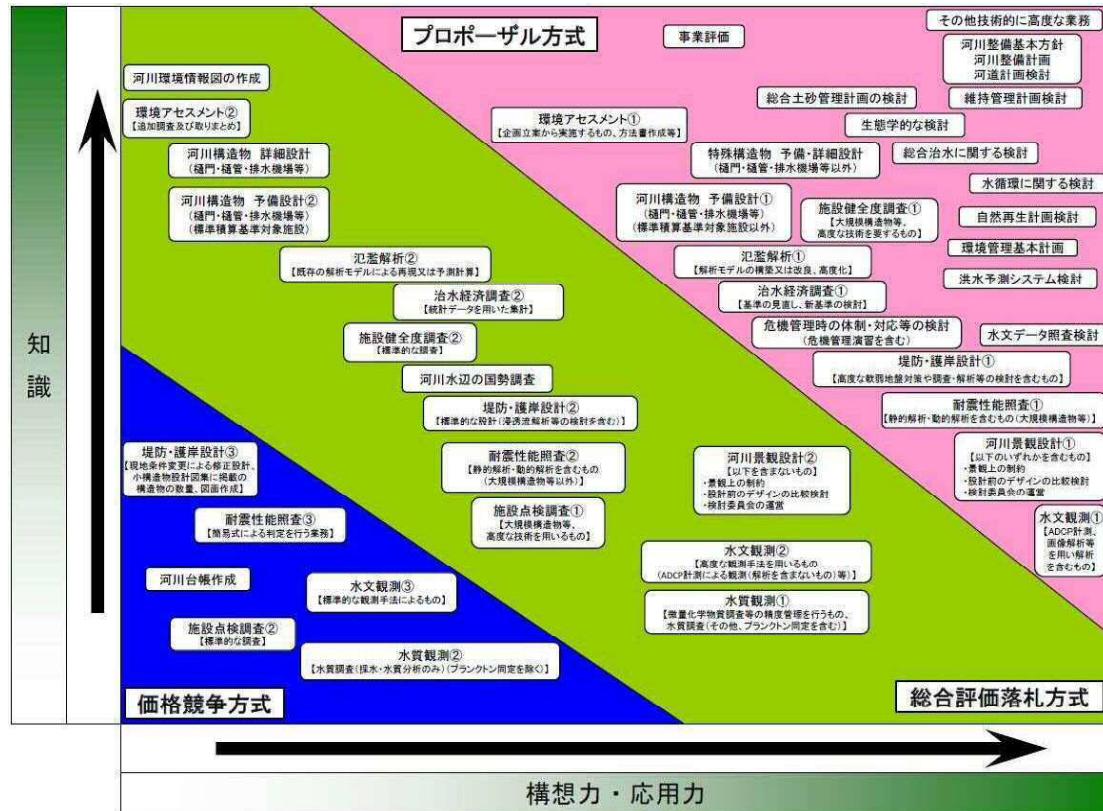


図-2 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例

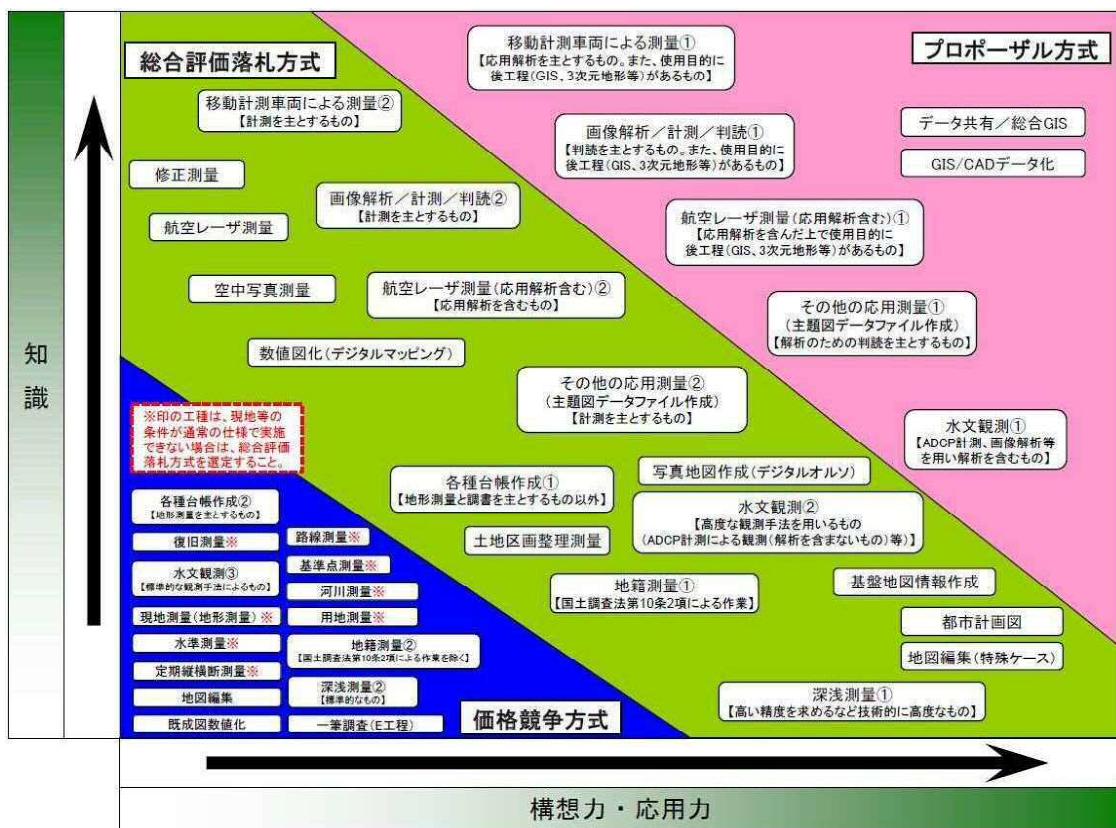


図-3 測量作業の例



図-4 地質・土質調査の例

別記様式第1-① [地質調査、単純調査、測量、調査・計画、設計業務]

### 委託業務等成績評定表

委託業務等名								
契約金額	当初			円		最終		円
履行期間	当初	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	最終	平成 年 月 日
完了年月日								平成 年 月 日
完了検査年月日								平成 年 月 日
契約相手方氏名								
契約相手方住所								
管理(主任)技術者氏名								
照査技術者氏名								
担当技術者氏名①								
担当技術者氏名②								
担当技術者氏名③								
総括監督員職・氏名						印	点(注1)	
主任監督員職・氏名						印		
監督員職・氏名						印	点(注1)	
検査職員所属・職・氏名						印	点(注1)	
考査項目		業務評定 (注1)	技術者評定					
			管理(主任)技術者	担当技術者	照査技術者			
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画						
	実施状況の評価	執行管理						
		品質管理						
		業務特性						
		創意工夫						
	説明調整能力の評価	説明調整能力						
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観							
結果の評価	成果物の品質							
①小計								
②事故等による減点								
③瑕疵修補又は損害賠償による減点								
④総合評定点								

注) 1. 各項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

## 委託業務等成績評定表

委託業務等名										
契約金額	当初				円	最終				円
履行期間	当初	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
	最終	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
完了 年 月 日	平成 年 月 日									
完了検査 年 月 日	平成 年 月 日									
契約相手方 氏名										
契約相手方住所										
管理技術者 氏名										
担当技術者 氏名①										
担当技術者 氏名②										
担当技術者 氏名③										
総括監督員職・氏名									印	
主任監督員職・氏名									印	
監督員職・氏名									印	
検査職員所属・職・氏名									印	
考査項目		業務評定 (注1)		技術者評定						
				管理技術者			担当技術者			
専門技術力	目的と内容の理解									
	的確な履行									
	業務目的の達成度									
管理技術力	業務実施体制の的確性									—
	打合せの理解度									—
	指揮系統の迅速性、確実性									—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点									
①小計										
②業務執行に係る過失に伴う減点										
③事故等による減点										
④瑕疵修補又は損害賠償による減点										
⑤総合評定点										

注) 1. 各項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。